

— 総 目 次 —

第1編 総 則

第1章 計画の基本方針 -----	1-1
第2章 防災ビジョン -----	1-3
第3章 町域の概況 -----	1-6
第1節 自然的条件 -----	1-6
第2節 社会的条件 -----	1-10
第4章 災害危険性及び想定する災害 -----	1-12
第1節 災害履歴 -----	1-12
第2節 地域の災害危険性 -----	1-13
第3節 想定灾害 -----	1-16
第4節 地震被害想定 -----	1-18
第5節 洪水予測 -----	1-23
第5章 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 -----	1-24
第6章 住民、事業所の基本的責務 -----	1-33
第1節 住民の役割 -----	1-33
第2節 事業所の役割 -----	1-35
第7章 計画の運用 -----	1-36

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり -----	2-1
第1節 まちの防災機能強化 -----	2-1
第2節 建築物等の安全対策の推進 -----	2-8
第3節 文化財の保護対策 -----	2-10
第4節 水害予防対策の推進 -----	2-11
第5節 地盤災害予防対策の推進 -----	2-15
第6節 危険物等災害予防対策の推進 -----	2-23
第2章 災害に備えた防災体制の確立 -----	2-26
第1節 総合的防災体制の整備 -----	2-26
第2節 情報収集伝達体制の整備 -----	2-33
第3節 火災予防対策の推進 -----	2-38
第4節 消防・救助・救急体制の整備 -----	2-42
第5節 応急医療体制の整備 -----	2-45
第6節 緊急輸送体制の整備 -----	2-49
第7節 避難収容体制の確立 -----	2-54
第8節 二次災害防止体制の整備 -----	2-62
第9節 緊急物資確保供給体制の整備 -----	2-64
第10節 防疫体制の整備 -----	2-67

第11節	廃棄物処理体制の整備	2-68
第12節	火葬場等の確保	2-69
第13節	応急住宅等供給体制の整備	2-70
第14節	ライフライン確保体制の整備	2-71
第15節	交通確保体制の整備	2-80
第16節	防災営農対策の推進	2-82
第17節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-83
第3章	地域防災力の向上	2-86
第1節	防災知識の普及	2-86
第2節	自主防災体制の整備	2-89
第3節	消防団員による地域防災体制の充実強化	2-92
第4節	防災訓練の実施	2-94
第5節	支援・受援体制の整備	2-96
第6節	要配慮者の安全確保	2-97
第7節	帰宅困難者支援体制の整備	2-103
第8節	ボランティア活動支援環境の整備	2-104
第9節	文教対策の推進	2-106
第10節	企業防災の促進	2-108

第3編 風水害等応急対策計画

第1章	災害警戒期の活動	3-1
第1節	気象予警報等の収集・伝達	3-1
第2節	組織体制	3-12
第3節	動員体制	3-25
第4節	警戒活動	3-30
第5節	応急避難	3-34
第2章	災害発生後の活動	3-48
第1節	情報の収集・伝達	3-48
第2節	災害広報・広聴対策	3-59
第3節	応援の要請・受入れ	3-64
第4節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	3-73
第5節	救助・救急活動	3-78
第6節	医療救護活動	3-81
第7節	要配慮者の支援	3-86
第8節	公共土木施設等・建築物応急対策	3-89
第9節	交通規制・緊急輸送活動	3-93
第10節	指定避難所の開設・運営	3-101
第11節	災害救助法の適用	3-107
第3章	応急復旧期の活動	3-111
第1節	緊急物資の供給	3-111

第2節	防疫・保健衛生活動 -----	3-120
第3節	ライフライン等の確保 -----	3-124
第4節	建築物・住宅応急対策 -----	3-130
第5節	農林関係応急対策 -----	3-134
第6節	応急教育等 -----	3-136
第7節	文化財応急対策 -----	3-142
第8節	廃棄物の処理等 -----	3-144
第9節	遺体の収容・処理及び火葬等 -----	3-153
第10節	ボランティア等自発的支援の受入れ -----	3-157
第11節	社会秩序の維持 -----	3-162
第12節	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 -----	3-164
第4章	その他災害応急対策 -----	3-165
第1節	大規模火災対策 -----	3-165
第2節	危険物等災害応急対策 -----	3-171
第3節	大規模交通災害応急対策 -----	3-176

第4編 地震災害応急対策計画

第1章	応急活動実施体制の確立 -----	4-1
第1節	組織体制 -----	4-1
第2節	動員体制 -----	4-14
第3節	情報の収集・伝達 -----	4-19
第4節	災害広報・広聴対策 -----	4-31
第5節	応援の要請・受入れ -----	4-36
第6節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ -----	4-45
第7節	交通規制・緊急輸送活動 -----	4-50
第8節	災害救助法の適用 -----	4-58
第2章	初動期の応急活動 -----	4-62
第1節	大規模火災対策 -----	4-62
第2節	危険物等災害応急対策 -----	4-65
第3節	救助・救急活動 -----	4-70
第4節	応急避難 -----	4-73
第5節	医療救護活動 -----	4-84
第6節	要配慮者の支援 -----	4-89
第7節	その他二次災害防止のための応急対策 -----	4-92
第3章	応急復旧期の活動 -----	4-98
第1節	指定避難所の開設・運営 -----	4-98
第2節	緊急物資の供給 -----	4-105
第3節	防疫・保健衛生活動 -----	4-113
第4節	ライフライン等の確保 -----	4-117
第5節	建築物・住宅応急対策 -----	4-123

第6節 農林関係応急対策 -----	4-127
第7節 応急教育等 -----	4-129
第8節 文化財応急対策 -----	4-135
第9節 廃棄物の処理等 -----	4-137
第10節 遺体の収容・処理及び火葬等 -----	4-146
第11節 ボランティア等自発的支援の受入れ -----	4-150
第12節 社会秩序の維持 -----	4-155
第13節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 -----	4-157

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 被災者のくらしとしごとの再建の支援 -----	5-1
第1節 り災証明書の発行等 -----	5-1
第2節 被災者の生活確保 -----	5-4
第2章 被災者のこころとからだのケア -----	5-8
第1節 被災者生活再建窓口の開設 -----	5-8
第2節 被災者健康維持活動 -----	5-10
第3章 被災者のすまいの再建の支援 -----	5-11
第1節 被災者生活再建支援金 -----	5-11
第2節 住宅の確保 -----	5-13
第4章 まちの復旧及び経済の振興対策 -----	5-15
第1節 公共施設等の復旧 -----	5-15
第2節 激甚災害の指定 -----	5-18
第3節 被災中小企業の振興 -----	5-20
第4節 被災農林業者への融資 -----	5-21
第5章 災害復旧・復興計画の策定 -----	5-22
第1節 災害復旧・復興方針の策定 -----	5-22
第2節 災害復旧・復興計画の策定 -----	5-24
第6章 特定大規模災害発生時の復興計画 -----	5-25

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則 -----	6-1
第1節 推進計画の目的 -----	6-1
第2節 基本的な考え方 -----	6-2
第3節 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱 -----	6-3
第2章 関係者との連携協力の確保 -----	6-4
第1節 資機材、人員等の配備手配 -----	6-4
第2節 他機関に対する応援要請 -----	6-6
第3節 帰宅困難者への対応 -----	6-7
第3章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 -----	6-8
第1節 避難指示等の発令基準 -----	6-8

第2節	避難対策等 -----	6-9
第3節	消防機関等の活動 -----	6-11
第4節	ライフライン関係等 -----	6-12
第5節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策 -----	6-15
第6節	迅速な救助 -----	6-17
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 -----	6-18
第5章	防災訓練計画等 -----	6-22
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 -----	6-23